

広島県告示第百五十七号

広島県旅券発給手数料の減額に関する取扱要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県旅券発給手数料の減額に関する取扱要領の一部を改正する告示

広島県旅券発給手数料の減額に関する取扱要領（平成二十四年広島県告示第五百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「旅券法」を「法」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）」を「法」に、「外務大臣が指定する地域」を「指定地域」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第四条の二ただし書の規定により外務大臣が特に必要があると認める場合

附 則

この告示は、平成二十六年三月二十日から施行する。